様式第６－Ｂ　令和３年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「６．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和２年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「７．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和３年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.99644179

21　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となった世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下21及び22において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

22～25　［略］

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

九　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	

様式第６－Ｂ　令和２年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「６．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和２年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「７．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和２年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　1.07366472

20　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となった世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下20及び21において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21～24　［同上］

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

九　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	